

私有地の適正な管理について

土地をお持ちのみなさんへ

- 雑草は、5月に入ると急速に生長が始まり、梅雨の時期に栄養を蓄え、夏に向けて大きく生長し、10月頃まで繁茂し続けます。このため、年1回の除草では十分ではありません。
雑草の種類や生長に応じて、年2回以上の除草が必要です。
- ご自身で除草ができない場合は、専門業者などをお願いしてください。
- 土地が管理されておらず、草が繁茂していると、ごみなどが捨てられてしまいます。捨てられたごみをそのまま放置すると、次々にごみが捨てられてしまいます。
捨てられたごみは、その土地の所有者が管理責任として処理しなければなりません。
所有地の定期的なパトロールや看板の設置など適正な管理を行ってください。

道路上から張り出している樹木等の管理について

- 私有地から道路上に樹木や草が張り出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故の原因にもなります。
私有地から、張り出している樹木等は土地所有者のものです。張り出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地の所有者に損害賠償責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)
適正な土地の管理をお願いいたします。

圃まちづくり整備課 環境管理担当
☎内線153・156

越生町営樹木葬墓苑「^{ごだいそん}五大尊花木墓苑」 現地見学会を開催します

越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」は、墓石を設けず、つつじ1本ごとの区画に遺骨を埋蔵し、できる限り自然なままで土に還る「自然葬」という新しい供養の形を実現した墓苑となっております。

このたび、現地見学会を行いますので、お墓をご検討されている方は、是非ご参加ください。

1. 日時 6月16日(日)
午前10時～午後3時
2. 場所 越生町営樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」(埼玉県入間郡越生町大字黒岩336番地)

- ※直接現地にお越しください。(専用駐車場有)
- ※申込不要、参加費無料、荒天時中止。
- ※参加された先着30名様に越生の農産物をプレゼントします。是非、ご参加ください。

圃まちづくり整備課 環境管理担当
☎内線153・156

町営住宅の入居者を募集 しています

住宅名	上野第3住宅	上野第1住宅
所在地	越生町大字上野1115番地	
募集部屋	104・403号室	102号室
間取り	和室3室(6畳・6畳・4.5畳)台所	和室2室(6畳・6畳)、板の間(約3畳)台所
家賃	12,900円～35,900円	

圃まちづくり整備課 環境管理担当
☎内線153・156

ゼロカーボンシティ実現に向けた各種制度を紹介します

越生町では2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すため、令和4年12月25日に、毛呂山町、越生町、ときがわ町、東秩父村の3町1村により「山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しました。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、各種制度を用意しています。

景観樹木等の指定候補を募集します

町では、多くの町民に愛され親しまれている樹木および樹林で、その景観が優れ、町民生活に潤いを与えているものを、「景観樹木等」として指定しています。現在、町内で9本の樹木・1箇所の樹林を景観樹木等として指定しています。

主な指定基準

- ・自然環境を保全し潤いのある町民生活を創出するうえで、樹木又は樹林を保存する必要があると町長が認めるもの。
- ・(景観樹木の場合) 高さが15メートル以上で、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が2.0メートル以上であるもの。(木材用に供する目的で植林されたものは除く。)
- ・(景観樹林の場合) 概ね2ヘクタール以上であるもの。

応募資格

- どなたでも可。
- ※審査を経たうえで、指定の決定を行います。
- ※応募する際は、所有者の同意が必要です。

指定後の所有者等の管理義務など

- ・所有者または管理者には、景観樹木等について枯損の防止等、その保存に努める義務が生じます。
- ・所有者または管理者には、景観樹木等の保存に要する費用の一部を町が助成します。

生けがきを設置する方に補助金を交付します

町では、地域の緑化を推進するため、生けがきを新たに設置する方に補助金を交付しています。

補助対象

- 次の各要件に該当する生けがきを、自己の居住する宅地に新たに設置する方(※既存の生けがきを除去して設置する場合を除きます。)
- ①生けがきは道路または隣地境界線に3メートル以上沿っていること。
 - ②樹高はおおむね地上1.5メートル、樹幅はおおむね50センチメートルであること。
 - ③樹木の位置は、道路境界線から30センチメートル後退していること。
 - ④植栽する樹木は、1メートルあたり3本を標準とすること。
 - ⑤生けがきの前面の構造物の素材が、石やコンクリートブロック等の場合は、構造物の地上高が60センチメートル以下であること。
 - ⑥盛り土をして生けがきを設置する場合は、盛り土の地上高が50センチメートル以下で、かつ生けがきの前面には構造物がないこと。

補助金額

生けがきの設置に要した経費の2分の1の額とし、3万円を限度とします。(100円未満切り捨て)

圃まちづくり整備課 まち企画担当 ☎内線157